報告書の抜粋のため、15ページ以降については、割愛しています。

介護老人福祉施設の創設に関する調査報告書

令和4年11月

介護老人福祉施設の創設に関する調査特別委員会

4	细木	杜叫子早 <b>人</b> 乳墨に云フナマの奴结第について ロック・ロック
1		特別委員会設置に至るまでの経緯等について ・・・・・ P.3~P.7
	(1)	あきる野市介護保険事業計画策定委員会の趣旨と取組について
	(2)	あきる野市の事業計画の策定経過について
	(3)	あきる野市議会の主な動向について
	ア	介護老人福祉施設の創設に関する調査特別委員会設置について
	•	委員名簿 
	-	開催状況
		ア)協議会
	(	<b>イ)委員会</b>
2	調査	特別委員会における主な調査事項及び意見について ・・・・ P.7~P.11
	(1)	介護老人福祉施設の整備状況等について
	ア	あきる野市内の整備状況について
	1	東京都の整備目標等について
	ゥ	待機者数について
	(2)	東京都の補助制度等について
	ア	整備費に関する補助金について
	1	広域的に利用する特別養護老人ホーム整備に伴う地域福祉推進交付金について
	(3)	介護老人福祉施設の創設までのスケジュールについて
	(4)	御堂中学校西側市有地の現況及び残土処理について
	(5)	介護人材の確保について
	ア	あきる野市の取組について
	1	外国人介護人材について
	(6)	経過調査について
	ア	広報あきる野の記事(申出の受付け)と申出等手続きの中止について
3	議員	研修会の実施について ・・・・・・・・・・・・ P. 12~P. 13
_	(1)	鏡 諭 氏の意見について
	(2)	長岡 美代 氏の意見について
	\ _ <i>,</i>	
4	建設	<b>賛成及び反対の意見について ・・・・・・・・・・</b> P.13~P.14
	(1)	賛成の意見
	(2)	反対の意見
	添付資	料】 ····· P. 15~P. 56
	資料 1	東京都における介護老人福祉施設の整備状況等に関する照会事項及び回答
	資料 2	東京都における介護老人福祉施設の整備状況等に関する再照会事項及び回答
	資料3	議員研修会資料抜粋(鏡諭氏)
	資料4	議員研修会資料抜粋(長岡美代氏)

#### 1 調査特別委員会設置に至るまでの経緯等について

#### (1) あきる野市介護保険事業計画策定委員会の趣旨と取組について

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までを計画期間とする第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第8期事業計画」という。)については、国の基本指針に基づき、保健医療関係者や福祉関係者、学識経験者、被保険者などの意見を反映するため、あきる野市介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置し、その策定に向けて、策定委員会を5回開催し検討がなされてきた。策定委員会からは、事業計画(案)について、村木前市長へ中間報告及び最終報告がなされている。

#### (2) あきる野市の事業計画の策定経過について

策定委員会からの中間報告及び最終報告では、介護老人福祉施設の整備について、「原則、新たな整備は行わないこととします。」との報告があった。しかしながら、その報告書の内容から、「1施設100床の整備を目指す」ものとして、村木前市長の判断により内容を変更して、最終的に令和3(2021)年3月に事業計画の策定に至っている。また、策定委員会の議論の中では、介護老人福祉施設等の整備の必要性を検討する以前に、市内の介護人材の確保を図っていくことが先決であるとの意見があった。

さらに、この事業計画の策定に至るまでの間、策定委員会の委員長を含む一部の委員 から村木前市長に対して策定委員会委員の辞任願が提出されるなど、異例の事態を招いている。また、事業計画(案)に対するパブリックコメントにおいて、法人を含む 235名の方から延べ663件のご意見が寄せられ、介護老人福祉施設の整備の是非のみならず、事業計画策定に際しての策定プロセスに対する意見についても多く寄せられるなど、市民レベルで大きな反響を呼んだ。

#### (3) あきる野市議会の主な動向について

村木前市長の介護老人福祉施設の誘致に関しては、令和元(2019)年10月の市長就任以降、所信表明に端を発し、令和元(2019)年11月13日に開催された東京都知事との意見交換の席上、さらに、あきる野市議会や策定委員会などの会議の場でも、秋川高校跡地などでその整備を進める旨の意向が示されてきた。

このような中、令和元(2019)年あきる野市議会第1回定例会12月定例会議において、あきる野市内の介護事業者で構成される事業者連絡協議会などから、介護老人福祉施設の整備に反対または再考を求める陳情が2件提出された。陳情2件は、施設整備に反対または再考を求める理由の他、市長の言動や進め方に異議を唱える内容となっており、あきる野市議会ではいずれも採択し、その趣旨に賛同してきたところである。

事業計画の策定後においても、地方自治の二元代表制を担うあきる野市議会として、介護老人福祉施設の創設に関して、引き続き、その内容及び必要性について調査を行っていく必要があるという観点から、介護老人福祉施設の創設に関する調査特別委員会(以下「調査特別委員会」という。)を令和3(2021)年3月に設置した。また、事業計

画における介護老人福祉施設の整備予定地である御堂中学校西側市有地を売却又は貸し付けることについて、議会の議決すべき事件として、あきる野市議会基本条例に基づき議決し、令和3(2021)年7月15日に施行された。

調査特別委員会は、令和 3(2021) 年 3 月から令和 4(2022) 年 1 1 月までの間で、協議会を 8 回、委員会を 1 4 回開催した。

# ア 介護老人福祉施設の創設に関する調査特別委員会設置について

名 称:介護老人福祉施設の創設に関する調査特別委員会

設置目的:市内における介護老人福祉施設の創設に当たり、第8期あきる野市高齢

者保健福祉計画・介護保険事業計画を踏まえ、その内容及び必要性につ

いて調査及び検討する。

付議事項:介護老人福祉施設の創設に関すること。

委員数:8人

調査期限:調査終了まで継続審査とする。

# イ 委員名簿

(令和3年3月31日から令和3年6月30日まで)

役職	氏 名	会 派 名
委員長	堀江 武史	自由民主党志清会
副委員長	奥秋 利郎	明るい未来を創る会
委員	子籠 敏人	自由民主党志清会
委員	清水 晃	明るい未来を創る会
委員	たばた あずみ	日本共産党あきる野市議団
委員	辻 よし子	くさしぎ
委員	増﨑 俊宏	公明党
委員	村野 栄一	自由民主党志清会

#### (令和3年7月12日から令和4年6月23日まで)

役職	氏 名	会 派 名
委員長	堀江 武史	自由民主党志清会
副委員長	清水 晃	明るい未来を創る会
委員	窪島 成一	自由民主党志清会
委員	子籠 敏人	自由民主党志清会
委員	辻 よし子	くさしぎ
委員	増﨑 俊宏	公明党
委員	松本 ゆき子	日本共産党あきる野市議団
委員	村野 栄一	自由民主党志清会

# (令和4年7月28日から現在に至る)

役職	氏 名	会 派 名
委員長	堀江 武史	自由民主党志清会
副委員長	清水 晃	明るい未来を創る会
委員	子籠 敏人	自由民主党志清会
委員	しょうじ さとし	リメンバー
委員	辻 よし子	くさしぎ
委員	増﨑 俊宏	公明党
委員	松本 ゆき子	日本共産党あきる野市議団
委員	よしざわ ゆたか	自由民主党志清会

# ウ 開催状況

# (ア)協議会

開催期日	内容 (協議事項等)
第1回	① 今後の予定及び内容について
令和3年3月31日	
第2回	① 申し送りについて
令和3年7月16日	② 今後の調査方法について
	③ 今後の予定について
第3回	① 次回協議会の日程について
令和3年8月5日	② 都への質問事項について
第4回	① 東京都への照会事項について
令和3年8月18日	
第5回	① 今後の調査内容等について
令和3年10月12日	
第6回	① 今後の進め方について
令和3年12月21日	
第7回	① 今後の進め方について
令和4年8月25日	
第8回	① (仮称) 介護老人福祉施設の創設に関する調査報告
令和4年11月10日	(案)について

# (イ) 委員会

開催期日	内容(協議事項等)
第1回	① 正副委員長の互選
令和3年3月31日	
第2回	① 今後の調査方法及び内容について
令和3年4月16日	② 今後の予定について
第3回	① 調査内容について
令和3年5月21日	② 今後の調査方法について
	③ 今後の予定について
第4回	① 正副委員長の互選について
令和3年7月12日	
第5回	① 介護老人福祉施設の創設に関する状況報告について
令和3年8月5日	② 東京都高齢者保健福祉計画(令和3年度~令和5年
	度) における特別養護老人ホームの整備目標である6万
	4千人分(令和12年度末)の根拠について
	③ 市内の外国人介護人材の実態調査について
	④ 本市における介護人材の確保に向けた補助制度の効
	果について
	⑤ 御堂中学校西側市有地の残土の処理方法について
	⑥ 申し送りについて
	⑦ 今後の調査方法について
	⑧ 今後の予定について
第6回	① 介護老人福祉施設の創設に関する状況報告について
令和3年10月12日	② 東京都における残土処理について
	③ あきる野市外国人介護人材に関する採用状況調査に
	ついて
	④ 東京都における介護老人福祉施設の整備状況等に関
	する照会に対する回答について
第7回	① 介護老人福祉施設の創設に関する状況報告について
令和3年12月21日	② 東京都における介護老人福祉施設の整備状況等に関
	する再照会に対する回答について
	③ 高齢化社会における介護老人福祉施設の在り方につ
	いて

開催期日	内容(協議事項等)
第8回	① 介護老人福祉施設の創設に関する状況報告について
令和4年1月21日	② 特別養護老人ホームの入所優先度に関する東京都のガ
	イドラインについて
	③ 本市の介護人材(外国人材含む)の現状と介護人材確保
	に向けた市の取組について
	④ 御堂中学校西側市有地の残土の処理方法について
第9回	① 今後の進め方について
令和4年3月3日	
第10回	① 介護老人福祉施設の創設に関する状況報告について
令和4年5月10日	② 御堂中学校西側市有地の残土について
	③ 市内の特別養護老人ホームの現状について
	④ 介護保険推進委員会について
	⑤ 介護人材について
	⑥ 介護老人福祉施設建設までのスケジュールについて
第11回	① 介護老人福祉施設の創設に関する状況報告について
令和4年5月26日	
第12回	① 正副委員長の互選について
令和4年7月28日	
第13回	① 介護老人福祉施設の創設に関する状況報告について
令和4年9月30日	② 今後の進め方について
第14回	① (仮称)介護老人福祉施設の創設に関する調査報告(案)
令和4年11月16日	について

#### 2 調査特別委員会における主な調査事項及び意見について

### (1) 介護老人福祉施設の整備状況等について

#### ア あきる野市内の整備状況について

あきる野市の介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)の整備状況については、令和3(2021)年4月1日現在、1,349床である。また、あきる野市内の入所待ちまでの月数については、西多摩特養ガイド(令和3(2021)年4月末現在)において、全体で平均3.1月待ちとのことであり、ユニット型施設で平均0.6月待ち、従来型施設で平均4.2月待ちとのことであった。さらに、男女別では、男性3.2月待ちに対して、女性2.9月待ちとのことであった。

一方で、令和3(2021)年度の広域型の介護老人福祉施設1,320床の利用率については、入所者では93.6%、短期入所者では0.4%、合計で94.0%になっており、主な空床の理由として、「入院をしている利用者のための居室の確保」「新型コロナウイルス感染症の影響」などとの説明があった。

さらに、東京都への照会で提供のあった資料「各区市町村の特別養護老人ホームの整備状況(令和2(2020)年度末)」では、各区市町村の高齢者人口に対する定員数である、いわゆる整備率について、あきる野市が5.58%であるのに対して、多摩部は2.09%、東京都全体は1.64%であり、あきる野市の整備率が東京都全体と比較して相対的に高い状況である。このような状況の中で、東京都では、広域型特別養護老人ホームの地域偏在の解消のため、この整備率が低いほど促進係数を乗じて整備費に関する補助金(後述2(2)ア)が多く支出できるよう、補助金の制度設計がなされている。

### イ 東京都の整備目標等について

東京都では、第8期東京都高齢者保健福祉計画(令和3(2021)年度~令和5(2023)年度)において、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備目標が示されており、令和3(2021)年3月1日時点で50,743人の定員数を、令和12(2030)年度末までに6万4千人分確保するとしている。これは、第7期東京都高齢者保健福祉計画において「令和7(2025)年度までに6万2千人分」と設定されていたものから、目標年次が5年スライドして、整備目標も2千人増やした形で再設定されたものである。この整備目標は、第8期東京都高齢者保健福祉計画の策定に当たり、東京都が推計した高齢者人口や要介護度別認定者数、各区市町村が推計したサービス見込み量等から算出し設定していることを東京都に確認している。

なお、この整備目標については、その後の東京都への照会に対する回答の中で、令和12(2030)年の推計高齢者人口の約337万人に対して、整備率1.90%となること及び区市町村別などの地域ごとの目標値は設定されていないことを確認している。また、令和元(2019)年度末の整備率については、区部が1.35%、市町村部(島しょを除く。)が2.11%となっており、区部の整備率が低いことが伺える。

また、東京都全体の介護老人福祉施設の直近の整備(増床)予定については、令和3(2021)年度1,162床(区部935床・市町村部227床)、令和4(2022)年度993床(区部978床・市町村部15床)となっており、区部において、高齢者人口増加等に備え、その整備が進んでいる状況である。

#### ウ 待機者数について

平成31(2019)年度に実施された特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査の結果においては、あきる野市の申込者数は77人との結果であり、前回調査である平成28(2016)年度の71人から6人増加しているものの、ほぼ横ばいで推移している。また、同調査の東京都全体の申込者数については、平成28(2016)年度が30,717人に対して、平成31(2019)年度が29,126人となっており、約5%の減少となっていた。

また、あきる野市が第8期事業計画の策定に際してケアマネジャーに実施した「在 宅生活改善調査」の結果においては、「現在の在宅サービスの利用では、生活の維持 が難しくなっている方」が105人おり、その内、その状況を打開するために代替するサービスとして「特養のみ」を選択した利用者は15人であった。

# (2) 東京都の補助制度等について

#### ア 整備費に関する補助金について

介護老人福祉施設を整備する法人に対しては、東京都において整備費補助制度があり、創設に関して、ユニット型定員1人当たり基準単価500万円、従来型個室定員1人当たり基準単価450万円、多床室定員1人当たり基準単価405万円の補助が、また、定期借地権を設定した場合の一時金に対する補助などがある。また、整備費補助金については、2(1)アで述べたとおり、整備率の低い自治体ほど多く整備費補助が受けられるよう、制度設計されている。

整備費補助については、毎年度、整備を実施する法人から東京都に対して補助協議が行われ、特別養護老人ホームなどの広域的施設の整備に関する関与として、当該補助協議に当たり「施設整備に関する意見書」の提出が区市町村に求められている。

#### イ 広域的に利用する特別養護老人ホーム整備に伴う地域福祉推進交付金について

本交付金については、介護老人福祉施設の整備率が2.0%以上の区市町村が令和7(2025)年度の必要数(サービス見込量)を超えて整備(増床を含む。)をする場合に、東京都から区市町村に対して、福祉の目的に柔軟に活用できる基金を創設するための資金として交付されるものとなる。交付額については、1床当たり250万円であり、仮に100床の整備をした場合には、着工した年度に一括して2億5千万円の交付金を受けることが可能となる。ただし、東京都の予算資料では、令和5(2023)年度をもって、同交付金については、終了予定との説明をあきる野市から受けている。

#### (3) 介護老人福祉施設の創設までのスケジュールについて

開設までのスケジュールとして、東京都が示す標準的なスケジュールなどによると、 法人と東京都の補助協議は2年半から3年程度かかるとのことである。また、事前に整 備候補者の公募選定を区市町村が行う場合には、補助協議前にさらに6か月程度、手続 きに期間が必要になるとの説明であった。また、当該候補地である御堂中学校西側市有 地については、これらの手続きに加えて、現況測量や、赤道、水路の処理など、別途、 数ヶ月程度期間を要する旨の説明があった。

#### (4) 御堂中学校西側市有地の現況及び残土処理について

第8期事業計画における市有地については、面積7,417.30㎡であり、令和3 (2021)年3月現在、17,646㎡ (契約管財課資料。その後、搬出はあり。)の残土があることが報告された。また、仮にこの残土を処理することとなった場合には、約1億3,200万円の経費が見込まれ、あきる野市の整備に関する考え方の中では、

整備候補者の法人に残土処理をお願いすることとの説明であった。

あきる野市からの説明では、公有地を貸し付ける場合には、一般的には土地の使用に 支障のないように残土処理をして貸し付けるものとの認識の上で、借主の合意が得ら れれば、残土処理を含めて貸し付ける方法も可能であるとの考えが重ねて示されてい る。一方、東京都では、普通財産の売却・貸付に際し、東京都の責任として土地の活用 に支障がないよう調査・整備を行い、売却・貸付を行ってるとの報告が併せてなされて いる。

# (5) 介護人材の確保について

#### ア あきる野市の取組について

第8期東京都高齢者保健福祉計画では、東京都の介護人材の需要・供給の推計結果の比較から、令和7(2025)年度において約3万人の受給ギャップが発生するとされており、介護人材不足は、あきる野市のみならず、全国的な問題として捉えられている。このような中、あきる野市においても、第8期事業計画において「介護人材の確保・定着・育成」の取組が明記され、あきる野市保健福祉基金などを財源として介護人材関連の3つの補助金が創設されるなど、その取組が進められている。また、令和2(2020)年度から厚生労働省通知に基づく入門的研修の実施により、介護に関する基本的な知識の習得に関する研修を実施し、人材の確保の裾野を広げている。

さらに、東京都においても介護人材対策にかかる事業や区市町村補助メニューがあり、あきる野市の事業においても支援を受けるとともに、東京都制度の周知に取り組まれている。

# イ 外国人介護人材について

外国人介護人材については、大きく4つが挙げられる。具体的には、①二国間の経済連携の強化を目的とした「EPA(経済連携協定)」、②専門的・技術的分野の外国人の受入れを目的とした「在留資格「介護」」、③人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れを行う「特定技能」、そして④本国への技能移転を目的とした「技能実習」となっている。

このような中、あきる野市が令和3 (2021)年9月に介護老人福祉施設(地域密着型含む。)及び介護老人保健施設の合計17施設に対して実施した「外国人介護人材に関する調査」では、「介護人材等の確保について、どのように感じていますか。」との問いに、17施設中8施設が「大いに不足」「不足」と回答しており、人材不足の状況が伺える。また、17施設中9施設において、外国人介護人材を採用しており、その総数は99人となっていた。その国籍別の内訳を見ると、ベトナム人が最も多く53人、次いで中国人27人、モンゴル人10人となっており、在留資格別では、留学生が最も多く80人、次いで永住者7人となっていた。一方で、あきる野市が補助金を整備している技能実習生の実績がなかった。雇用形態別では、常勤が11人であるのに対して、留学生などの非常勤が88人であり大部分を占めている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国ができていない状況があるとの説明があ

った。

また、同調査の中では、外国人介護人材を雇用していない8施設に、今後の外国人介護人材の採用意向について確認したところ、「今後雇用していきたい(雇用する予定がある)」と答えた施設は3施設あった。

さらに、外国人介護人材を受け入れるに当たっての課題として、「日本語能力に不安・不満がある」「人件費以外の外国人介護人材の受入れ費用が掛かる」が最も多く、次いで「利用者・家族とのコミュニケーション能力(意思疎通)に不安・不満がある」との回答であった。

### (6) 経過調査について

#### ア 広報あきる野の記事(申出の受付け)と申出等手続きの中止について

村木前市長は、令和4(2022)年4月15日号の広報あきる野において、介護老人福祉施設の創設を希望する法人の申出期間を設定する記事を掲載した。令和4(2022)年5月10日に開催した調査特別委員会では、入院中の村木前市長が不在の中で広報あきる野への記事掲載について、尾崎市長職務代理者副市長から経過説明がなされた。その中では、広報あきる野の記事の掲載に関して、校了日間際に村木前市長から掲載の指示があったことや選定方法などが決まっていないこと、さらに、村木前市長から副市長あるいは議長に対して「事業者と施工業者は決まっている」と発言があったことが改めて明らかになった。

その後、1つの法人から申出があり、令和4(2022)年5月16日に村木前市長が退院後に市役所に登庁した際に、申出があった法人に対して、「施設整備に関する意見書」の作成と土地の賃貸借契約の確約書の準備を進めるよう職務命令があったとの報告があった。この報告を受け、再三にわたり調査特別委員会への出席を要求したが、入院等を理由に出席を拒否し、その後、緊急質問に至った。

村木前市長については、2度の不信任決議の可決により、失職となりあきる野市長 選の結果、中嶋現市長が当選され今日に至る。

令和4(2022)年9月30日に開催された調査特別委員会では、中嶋現市長から介護老人福祉施設の整備について、一度立ち止まって検討する必要があること、また、広報あきる野に掲載し、申出を受理した手続きについて中止したい旨の発言があった。同日の調査特別委員会では、申出に関して申出法人は費用が発生していないこと、損害賠償等を請求することがないことが確認され、調査特別委員会の出席委員全員が賛同をした。その後、市は申出法人にお詫びと中止の手続きに係る通知を発出することとなった。

# 3 議員研修会の実施について

令和3(2021)年12月14日(火) 午前10時(第一部)、午後1時30分(第二部)

会場:あきる野市役所6階 議場

テーマ: 高齢化社会における介護老人福祉施設の在り方について

講師: 淑徳大学 コミュニティ政策学部 鏡 諭 教授(第一部)

:介護・医療ジャーナリスト 長岡 美代 氏 (第二部)

# (1) 鏡 諭 氏の意見について

介護老人福祉施設増設の必要性について、講義された。

老後を在宅で過ごしたいという人は圧倒的多数だが、介護度数が上がれば必要なサービスが増え、費用負担は重くなり、ますます多くの人材を必要とする。現実的には年金収入・貯蓄が十分にない人が自宅で介護を受けて暮らすことは困難であるとの指摘がされた。さらに、一人暮らしの高齢者の増加、少子化による家族介護の担い手の不足、超高齢化に伴う介護者の高齢化といった要因が、施設介護の必要性を高めている。介護殺人の26%は、介護開始1年以内に起きている。入所待ちの期間が以前に比べ短くなっても解決していないことから、深刻な状況になる前に入所できる体制が必要となる。そのためにも、介護人材の確保策を自治体独自として打ち出す必要がある。

収入・貯蓄が十分にない人たちに多くの選択肢はない。全体として費用が引き上げられている中では、依然として特別養護老人ホームは施設介護が必要な高齢者が費用負担を抑える選択肢として有力である。

一方で、施設をつくることで保険料が上がること(100床の特養を新設=人口30万の自治体で保険料約100円増。15万人なら約200円、8万人の当市では約400円増)を市民に示し、理解を得る必要があることも示された。

#### (2) 長岡 美代 氏の意見について

介護老人福祉施設の新設が不要であるとするいくつかの根拠が示された。その一つが、多様化する高齢者向けの住まい・施設の選択肢である。現在、これらには、介護老人福祉施設のほかに有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など様々な形態があり、2019年の段階で、施設数ではすでに有料老人ホームや認知症高齢者グループホームの数が介護老人福祉施設を上回っている。利用者数で見ても有料老人ホームが539,995人と介護老人福祉施設の利用者数619,600人に追いつく勢いで増加している。また、入所者の所得段階の割合について経年変化を見ると、介護老人福祉施設が既に低所得者向けの施設ではなくなっている実態が分かる。なお、介護老人福祉施設以外の住まい・施設の入居者に占める要介護3~5の割合は、住宅型有料老人ホーム49.0%、介護付き有料老人ホーム41.1%、サービス付き高齢者向け住宅30.9%と、決して低くない。

長岡氏は、こうした多様な受け皿となっている施設の定員見込数を調査してベッド供 給数を把握する一方、需要数として各自治体が推計した要介護3~5の推定認定者数を 利用し、需要に対してどれだけベッドが確保されているか、「ベッド供給率」を独自にはじきだした。その結果、120自治体のベッド供給率は平均93.3%となり、政令市と中核市のみのベッド供給率は平均97.7%に昇ることが分かった。

一方、こうした「ハコモノ」の急増により、介護人材不足の加速、それに伴う休床、入居者確保の苦戦、経営の圧迫等、様々な問題が起きていることも指摘した。実際に、介護老人福祉施設の閉鎖事例が出ている自治体もあり、また、第8期の介護保険事業計画において介護老人福祉施設の新設を凍結した自治体も少なくないことが、長岡氏の調査で明らかになった。

### 4 建設賛成及び反対の意見について

#### (1) 賛成の意見

東京都全体の将来的な特別養護老人ホームの定員不足に対する広域的な視点、また、介護開始後急速に、介護殺人など危機的状況に陥るケースを防ぐために、特別養護老人ホームの定員にはゆとりがなくてはならない。そうした点から、さらなる整備が必要と考える。同時に、介護人材については、東京都の施策のみに頼らず、市独自にも一定期間市内で働くことを条件とした奨学金制度や家賃補助制度などを設ける必要がある。

御堂中学校西側市有地については、市有地の有効活用という点では実現を期待するが、 施設事業者に残土処理を負わせるという条件は困難であり、市が関わるべきものと考え る。

施設を新設し、介護人材確保策を進めるには、一定の保険料増は避けられない。それによって、介護が充実し、施設入所が可能になることを示し、市民の理解を得なくてはならないが、その根拠のひとつとしても、低廉な特別養護老人ホームを新設する必要がある。また、改正のたびに後退し、「保険あって介護なし」と言われている介護保険制度を、利用者に寄り添った制度に改正する必要があることも申し添える。

#### (2) 反対の意見

これまでの調査特別委員会において検討した結果及び議員研修における長岡美代氏の分析を踏まえると、介護老人福祉施設の新設は、介護人材不足の厳しい状況と相まって、今後、市内の施設に休床を生じさせることも懸念され、また、地域包括支援の確保と充実が喫緊の課題である中、在宅介護サービスの事業を圧迫し兼ねない。東京都の地域福祉推進交付金については、本来、介護保険事業計画が地域毎の課題に基づいて策定すべきものであることを踏まえると、新設の是非を判断する条件とはなり得ない。なお、介護老人福祉施設の誘致先とされた市有地の残土については、施設整備事業者に処理を依頼するのではなく、市の責任において処理すべきものと考える。こうしたことから、第8期での施設の整備については、先の策定委員会から村木前市長へ報告のあった「原則、新たな整備は行わない」とした内容を尊重することが妥当であると考える。

また、第9期事業計画の策定においては、介護人材の確保・定着・育成の有効な手立て について、引き続き検討していくとともに、将来的な施設の必要性については、需要動向 や策定委員会の意見を踏まえ、十分検討した上で結論づけることをお願いする。さらに、本報告に基づき、必要に応じて、関係者のご意見を聞きながら第8期事業計画の変更など検討していくことを申し添える。